

普通預金規約（法人・団体）

第1条 口座の開設

当行の普通預金（以下「この預金」という）の口座は、原則として一法人・団体について1口座のみ開設することができます。

第2条 取引方法

この預金は、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）および当行所定のスマートフォン（インターネット（ただし、携帯電話各社独自のインターネットを除く。）に接続および閲覧可能な当行所定のOS およびブラウザを備えたものに限る。以下、パソコンと当行所定のスマートフォンを総称して「ネットワーク端末」という。）を利用する方法またはその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

第3条 預金の預入れ

1. この預金の預入れは、内国為替による振込金の受入れ、または当行に開設されている他の預金口座からの振込によるものとします。
2. 内国為替による振込金の受入れについて、振込通知の発信銀行から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

第4条 証券類の受入れ

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第5条 預金の払戻し

1. この預金の払戻しは、ネットワーク端末または当行所定の書類を利用した当行に開設されている他の口座宛または他行宛の振込によるものとします。
2. この預金を払戻す場合は、パソコンサービスによる場合は別途定めるパソコンサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、ポータルサービスによる場合は別途定めるポータルサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、書面取引による場合はお客さまが当行に提出した当行所定の払戻請求書に記載された内容および同請求書の印影が当行に届出られたものと一致した場合に限り、それぞれ取扱います。
3. 同日にこの預金から複数件の払戻しをする場合に、その総額（手数料を含む）が預金残高を超えるときは、そのいずれを払戻すかは当行の任意とします。

第6条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円として、当行所定の普通預金利率によって計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の第 2 土曜日の直後の金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその他政令に規定する休日、12 月 31 日、1 月 2、3 日を除いた日をいう。）にこの預金に組入れます。
2. 利息の計算は、1 年を 365 日とする日割り計算とします（円未満切捨て）。
3. 利率は金融情勢の変化などにより変更することがあります。

第7条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定し、また、第三者に利用させることはできません。

第8条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 第 1 号による充當の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - (3) 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第8条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保

するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 第1号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条 規約の準用

1. 普通預金取引に関し、この規約に定めのない事項については、auじぶん銀行取引規約（法人・団体）等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のauじぶん銀行取引規約（法人・団体）において定義した内容に従うものとします。

第10条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2022年6月30日現在】